

飼い主の義務です

犬の登録と狂犬病予防注射

図 衛生検査課 ☎027・220・5777

犬の飼い主は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務です。

市内の91カ所の会場で、犬の登録と狂犬病予防注射を行います。対象は生後91日以上の全ての犬です。飼い犬が病気などの理由で本年度注射を見合わせる場合は、動物病院で発行される飼い犬の注射猶予証明書か診断書を、市保健所内衛生検査課へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場の際はマスクの着用など咳エチケットに協力をお願いします。犬を制御できる人を含めた最少人数で来場してください。また、発熱や咳などの症状がある場合は、来場の自粛をお願いします。

日時・会場Ⅱ左表のとおり

● 飼い犬が死亡したときは

飼い犬が死亡したときは届け出が必要です。届け出は衛生検査課か各支所へ。電話でも受け付けます。

● 飼い犬が逃げたら

飼い犬が逃げたら衛生検査課へ届け出を。最寄りの警察署や交番にも連絡してください。保健所で収容した犬を返還する際には、返還手数料4,000円と飼養管理手数料(収容した日を除き1日400円)が必要です。

● 飼い方はマナーよく

ふんの後始末は飼い主の責任です。また、犬の放し飼いは条例違反です。散歩の時は必ずリードを付けてください。



費用Ⅱ(登録と注射)一匹6,500円(注射のみ)同3,500円

用意する物Ⅱ(登録済みの犬の飼い主)申請書(新規登録する犬の飼い主)住所・氏名・電話番号・犬の種類・性別・生まれた年・毛色(白・黒・茶・灰)・体格(大・中・小)・呼び名を記入したメモ

● 動物病院でも受け付け

市の委託を受けた動物病院では犬鑑札・注射済票の交付や登録手数料支払いができます。詳しくは動物病院に問い合わせてください。

● 市外から転入した場合

市外から犬を連れて転入した場合は、登録の変更届が必要です。転入前の居住地で交付された犬鑑札を用意して、狂犬病予防注射会場か衛生検査課、各支所で手続きしてください。



● 飼い犬には鑑札と注射済票を

犬鑑札や注射済票は、愛犬が迷子になった時に迷子札の役割を果たします。首輪に必ず付けてください。

猫と幸せに暮らすために 手術費用の一部を補助

図 衛生検査課 ☎027-220-5777

動物病院で受ける猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助します。4月以降に行った手術が対象で、予算額に達した時点で受け付け終了。手術の実施後3カ月以内に申し込んでください。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

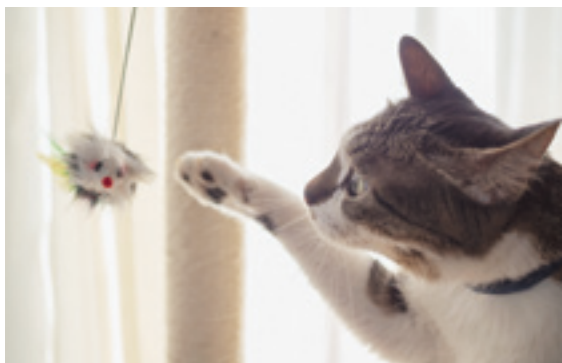


対象=市内に住民票のある人が飼っている猫か、責任を持って世話をしている猫(1世帯6匹まで)

補助金額=1匹当たり(去勢)3,000円(不妊)5,000円

用意する物=領収書、印鑑、申請者名義の預金通帳

申し込み=市保健所内衛生検査課へ直接



猫は室内飼育を

外で飼育すると、ふんをしたり車を傷つけたりするなど近隣トラブルになります。猫は室内で飼いましょう。